

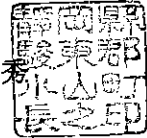


小山町告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による県営中山間地域総合整備事業足柄金時地区下原工区についての換地処分の公告があった日の翌日から、字の区域を次のとおり変更することについて、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

平成27年3月30日

小山町長 込山 正秀



1 大字菅沼字赤坂に編入する区域

大字菅沼字広町116の一部、123、124の一部、字久保161の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに字久保162、字下久保163の1、164の1、164の2地先の道路、水路である公有地の一部

2 大字菅沼字広町に編入する区域

大字菅沼字石畑128の2地先の道路である公有地の一部

3 大字菅沼字久保に編入する区域

大字菅沼字下久保150の一部、151の一部、152の2の一部、152の5の一部、152の8の一部、159の1の一部、159の2の一部、163の1、163の2、164の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに字広町124、字石畑126の1、字下久保152の3、158の1、158の2、158の4、164の2地先の道路、水路である公有地の一部

4 大字菅沼字下久保に編入する区域

大字菅沼字石畑126の1の一部、126の2の一部、字久保161の2の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部

5 大字菅沼字石畑に編入する区域

大字菅沼字広町120の一部、124の一部、字下久保157の一部、159の1の一部、159の2の一部、字久保161の1の一部、161の3の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の一部